

V 付 章

1. 法隆寺の子院に就いて

僧房の規模と子院の発生

法隆寺が建立された当時、法隆寺に止住する僧侶がどのような建物に住み、どんな生活をしていたかを物語る資料はまったく残されていない。法隆寺創建時の伽藍跡という若草伽藍趾の発掘の結果も、僧侶が居住する僧房の遺構は発見されていないが、奈良前期に再興したという現西院伽藍には四棟の僧房が存在していたことが天平19年(747)の『法隆寺資財帳』(以下『資財帳』という)によって明らかとなっている。

僧房肆口	一口長十七丈五尺 広三丈八尺
	一口長十八丈一尺 広三丈八尺
	一口長十五丈五尺 広三丈二尺
	一口長十丈六尺 広三丈六尺

この記録からはそれら僧房の内部構造などを想像することは不可能であるが、現伽藍創建以来の遺構である「東室」が『資財帳』記載の僧房四棟のうちの「一口長十七丈五尺 広三丈八尺」にあたることが解体修理の結果明らかとなっているので、それを基準として他の三棟の規模を想定することが可能である。

昭和32年から同35年に行われた東室の解体修理によって、部分的ではあるが、創建当初の構造に復元している。それは内部北より第二房、第三房に見られ、桁行二間を一房として仕切り、方二間の母屋と東西の庇からなっている。これは、奈良時代の僧房構造上の基本的なものといわれている。

創建時の東室には先の構造をもつ房が九房あったから、『資財帳』記載の残り三棟の僧房も東室同様二間一房と仮定すれば、「長十八丈一尺 広三丈八尺」のものは8房から9房、「長十丈六尺 広三丈六尺」のものは5房から6房あったこととなり、東室の9房と合わせて30房から32房が存在したものと想定される(これは昭和55年度の発掘によって北僧房の遺構の一部を大講堂の東で確認している)。

『資財帳』作成時、法隆寺には176人の僧と沙弥87人の計263人が止住していたのに照らし合わせると、1房に平均8,9人が住んでいたことになる。この一房に対する住僧数は、大安寺などの諸大寺とほぼ等しい居住密度であるという。

この4棟以外に僧房が存在したという記録は見あたらないが、現存する妻室(小子房)の解体修理の結果、平安時代を下るものではないことが判明した。

小子房は東室の大房に付属するもので、上代寺院の僧房は大房と小子房を一組とするのが通例とされており、妻室はその遺例としてはなはだ貴重な建物である。おそらく『資財

帳』作成以後、きわめて近い時期に建てられたものであろう。東室と妻室の関係は、東室の大房に上位の僧が住み、妻室にはその従僧が住むものであったと考えられている。

ところが平安後期になると、僧房は連続して惨事に見舞われている。北室は延長3年(925)雷火によって講堂とともに焼失し、西室も承暦年中(1077~80)に焼失、東室は康和3年~天永元年(1101~10)にことごとく顛倒し、法隆寺の僧房は70年余りの間に全滅している。そのうち東室が保安2年(1121)に再興されたが、その再興は旧姿に復したものではなく、南端3房分を聖靈院(聖徳太子を安置し供養する殿堂)とし、残り6房のみが僧房としての復興であった。

記録の上で、僧房としてその役割をはたしていたのは、再興した東室6房および小子房9房と東院付属の僧房であり、北室と西室は再興されていない。

このような状況下において僧房にかわる僧侶止住の坊舎、いわゆる後世の「子院(塔頭寺院ともいう)」が造立されつつあったものと考えられる。それを裏づける資料にはとぼしいが、11世紀初頭の頃から子院らしい名称が諸文献に散見できる。おそらく一部の住僧は法隆寺僧綱所の認可を得て寺地の一隅に坊舎を構え、僧房における公的な生活に対して私的な生活を送っていたものと考えられる。

子院が建立された理由について、つぎのような推定ができる。

- 1 一定の信仰および教学を振興する専門の道場として一院を構えることを目的としたもの。
- 2 1人の高僧を中心として、その系統の従僧が集い、独自の生活を行うことを目的としたもの。
- 3 連続する僧房の惨事によって、その対応策として僧房にかわる雑舎が造立され、それがやがて他の諸大寺において発生しつつあった子院の影響を受け、しだいに子院として進展したこと。
- 4 身分制度下にあって、僧侶となるために高貴な身分の出身者が増加した結果、僧侶個人の財産をもって一院を構え、一種の貴族的な生活を行う傾向をみせるようになったこと。

発生当初の子院は私的な建物であったが、僧房は七堂伽藍の一つとして公的な建物となっていた。そこに止住する僧侶にはとうぜんいろいろの規則条件があったと考えられるが、その詳細は判明しない。

『嘉元記』に

曆応二年卯五月二日実願□□□東室第三坊東浦ニテ他界旱於三面僧坊之室内他界之例無之候然雖為疾病之間不及力、次第之……

とあり、僧侶の生活が子院に移行したため僧房で死去する例が既になくなっていたことを物語っている。

子院名の初見

子院発生に関する資料にはとぼしいが、経巻の奥書などに記録する院名によって、すでに平安時代末期には子院が存在していたことを示している。それらの資料を列挙すると、円城院

当東室北行半町在木瓦葺堂三間一面也。号円成院。万寿年中雨多羅葉所也 空智聖人住所此寺寄北槌地在此堂云々（『太子伝私記』下巻）

天治元年五月十日円城院書写了（『新撰字鏡』第十巻）

金光院

（承暦二年）金光院三昧僧等解申請法隆寺政所裁事（『法隆寺文書』）

北御門房

保安四年八月十二日於法隆寺北御門房

書写了干時許筆師宗信為結縁助成往生極樂也（『鼻奈耶卷』第一）

東花園

大治二年四月晦日申尅許書了為滅罪生善僧覺巖法隆寺東花園此校了尋策（『觀自在菩薩瑜伽論念誦儀軌』）

などである。これ以外にも存在していた子院があったと考えられるが、それを伝える資料はない。しかし、13世紀になると、興蘭院・西園院・松立院・北室・地蔵院・政南院・中院・西福院・宝光院・瓦坊・法性院・中道院などの子院が造立されていたことが『別当院』『嘉元記』などの記録によって明らかである。

当初の子院の様子は現状と異なり、子院を囲む築地もなく坊舎のみで生囲などをもって周囲をめぐらしていたと考えられる。

ところが弘長元年（1261）後嵯峨天皇が法隆寺へ行幸されるに当って寺内の大整備が行われその一環としてはじめて子院の築地が築かれたことが『別当記』良盛別当の項に、諸房諸院築地ヲ槌キタ、ヒ悉覆之

とあることより明らかとなっている。

したがって、その内に建つ坊舎なども全体的にきわめて簡素なものであり、屋根も茅葺などの簡素なものであったらしい。それは、法隆寺の別当が住する坊のことをとくに「瓦坊」とよび、他の坊舎とは異なって当時としては特別のものであったことが推察されよう。

『太子伝私記』下巻に

「次食堂東有瓦葺房名解脱房昔者別当房也今者只人住所也。今者名瓦房」

と記録していることからも明らかである。

このようにして、当時の子院の規模は、この瓦坊や持仏堂を所有していた金光院・中院・法性院などの特別なものを除いた大半の子院が簡素な建物であったと考えてよからう。

中世以降もこれらの子院はますます増加する傾向をみせ、政藏院・安養院・金剛院・西南院・阿伽井坊・椿藏院・西之院・知足院・脇坊・弥勒院・多聞院・湯屋坊・明王院・宝藏院・西坊・北之院・仏餉院・東倉院・発志院・阿弥陀院・橋坊・福園院・蓮池院・法花院・善住院・西東住院・中東住院・東住院・蓮光院・文殊院・十宝院・賢聖院・橋坊など数多くの子院が造立されてくる。

これら子院の名称のつけ方はつぎのようになっている。

1. 仏教の用語・本尊名より命名したもの

金光院 円成院 普門院 中道院 法花院 阿弥陀院 弥勒院 地藏院 多聞院 文殊院

2. 子院の敷地の従前の地名および従来その他にあった建物から命名したもの

東花園院（花園の旧地）

政南院（政所の南隣の旧地）

政藏院（政所の蔵が建っていたところ）

宝藏院（宝藏の旧地）

東倉院（宝藏の東か或いは東の蔵があったところ）

3. 子院が建てられた方位から命名したもの

西南院（法隆寺の西南に位する子院）

西坊（法隆寺の西に位する子院）

東住院（法隆寺の東に位する子院）

西東住院（東住院の西に位する子院）

中東住院（東住院と西東住院との中間に位する子院）

北之院（法隆寺の北に位する子院）

脇坊（法隆寺の東南脇に位する子院）

4. 子院で行われる専門教学より命名したもの

明王院・金剛院（ともに真言密教の道場）

子院の制度に就いて

南都諸大寺および高野山の寺院機構における僧侶間の身分制度の中に「学侶」と「堂衆」というのがある。この制度の内容については各寺院ごとに異なるものと考えられるが、共通していることは、学侶を上位とし、堂衆をその下位としていることであろう。

この制度がいつごろから発生したかは詳かでないが、法隆寺では保安3年(1122)の「林幸一切経書写勧進状」の内に「当寺禪侶」と記載しているから、平安末期にはすでに生じていたものと考えられる。それは禪侶という言葉が、後世、堂衆の別名として使われていることから想定したものである。

その他、後世の堂衆の異称となる「東寺」の名称も康和元年(1099)ごろには生じてい

たようである。それは『法華文句』卷第一の奥書に

康治元年壬戌六月廿日奉写已了 為レ令ニ法久住決定往生ニ安養淨刹ニ也 法隆寺住僧東寺末葉沙門
覺印 為レ之

と記載していることからもわかるが、それらが後世の堂衆を意味するものであると断言するに至る確固たる資料とはいえない。しかし嘉禎4年（1238）ごろ、顯真が編した『聖徳太子伝私記』の年中行事の項に「学衆」、「禪衆」のことを明記していることから、この制度は12世紀頃既に成立していたことが明らかである。

学侶は別名「学衆」とよび、顯密二教の学行を専らにして、主に講經論談を修学する學門僧という。そのうち三経院で唯織を研鑽する学問僧を「唯織講衆」といい、聖靈院で真言密教を修法する僧のことを「本供養衆」と呼ぶ制度も鎌倉中期に生じたといふ。

堂衆とは別名「堂方」「禪衆」「夏衆」とよび、行事を専らにして、夏は堂に籠って安居禪行を修し、仏前に香花を共して法要の承仕を司る僧のことをいう。そのうち、行を専として主に西円堂・上之堂の堂司役などを勤める系統の僧を「行人」とよび、律を専として主に上宮王院・律学院の堂司役などを勤める系統の僧を「律宗方」とよぶ制度がある。この制度も中世以降に生じたものであり、これらの行律の一職のことを「両戒師」といい、行人の一職を「夏一戒師」、律宗方の一職を「院主戒師」とよんでいる。

右にのべた学侶・堂衆の意味はこの制度が発生したころのものであるが、時代が移るにしたがってその意味内容も複雑な変遷をみせ、やがて学侶が法隆寺全体を支配する制度にまで進展するのである。しかもこの僧侶間の制度は僧侶が居住する子院にまで影響をおぼすことになり、「学侶坊」「堂衆坊」「承仕坊」の寺格区分が生じ、法隆寺の機構にとって重要な制度の一つとなってくる。

この制度が発生したころの状況を知ろうとすることは、資料にとぼしく非常に困難であるが、『太子伝私記』の年中行事の項に見られる記録からは、後世のようなきびしい両者間の区分はあまり感じられない。

室町時代になると学侶上位、堂衆下位の傾向がいっそう強まり、徐々に両者の対立は激しさを増すことになった。それを裏づけるものとした、永享7年（1435）の南大門焼打事件がある。その事件については『古今一陽集』の南大門の項に、

永享七年正月十一日晚 依禪学之諍 南大門焼畢 同十一稔新造畢矣 又視綱所日記永享六年正月十日夜燒却畢堂家之所以也 為失心経会於面目

とあり、南大門の焼失年代について二つの説があるが永享7年を正説としている。その焼失原因は学侶・堂衆間の争いによって堂衆が焼却したものという。このような惨事は突如起きたものではなく、それ以前からすでに両者は険悪な状況下にあったと想定される。

また、享禄3年（1530）の『坊別並僧別納帳』に「学侶坊」「堂衆坊」の区分がみられ、各子院への支給高も明確に記録している。

学侶坊別分次第不同

一貫文

政藏院 宝光院 安養院 瓦坊 金剛院 地藏院 西園院 西南院 中院 阿伽井坊

椿藏院 花園院 西院 知足坊 脇坊 弥勒院 多聞院 金光院 普門院 宝藏院

五百文

湯屋坊 松立院 明王院

一貫五百文

北室寺

学侶寺僧別分

(長乘以下34名の学侶名を記し、おのの200文宛となっている。)

堂衆坊別

五百文

西円堂 太子堂 宝性院 西坊 北院 仏餉院 政南院 東倉院 発志院 阿弥陀院 中道院 橋之坊 福園院 蓮池院 法花院 善住院 西東住院 中東住院 東住院 蓮光院 文殊院 賢聖院 橋坊

一貫文

十宝院

堂衆寺僧別

(実春房大以下25名と大外の学禪房以下46名が記され、おののに百文宛となっている。)

当時47ヶ院があったことが判明し、学侶・堂衆の区分が完全に生じていたことを物語っている。

学侶の子院は主に西院側にあり、堂衆は「東寺」と総称する風習が平安末期に生じていたであろうことは、先に述べた通りである。

しかし当初敷地の区分は後世のように完全ではなかったらしい。それは金光院が東寺側にありながら学侶坊であり、阿弥陀院が西寺側にありながら堂衆坊であったことが、先の『坊別並僧別納帳』より明らかであるが、また、享禄4年(1531)の『坊別並僧別納帳』には学侶坊・堂衆坊の区分はなく、各院とも同等に記し、僧侶については学侶42名、律宗方82名と両者を別々に記載している。おそらくこれは当時、学侶坊・堂衆坊の区分が完全でなかったことを意味しているのであろう。

このような状況下において、織田信長はついに西寺・東寺を各別とする方策を講じることとなった。その事情を伝える文書に、

今度法隆寺西寺東寺申分相尋候処 西寺仕様相掠狼藉段曲事候 雖然片方打果候レ茂勿寺滅亡候条 所詮今度東寺破却レ相当 西寺江申付 其以後之儀者 両寺為レ各別レ 何レ茂相立候様 堅レ可レ被レ申付レ事 專一仁聊緩々ノ儀不可レ有レ之候也

六月十二日

信長 御朱印

筒井順慶

当寺事從先々 西東諸色雖為混合 於自今以後者可為各別 次東之寺領所々散在等
永代不可有相違 然而為西寺段錢以下恣令取沙汰之儀堅可停止 猶以令違乱者
可加成敗也 仍狀如件

天正式十一月十日

信長 御朱印

法隆寺東寺惣中

とあり、この分離を施行した年代の明記はないが、後者の文書に天正2年（1574）と記しているから、天正2年に施行したと考えてよかろう。この分離策によって、両者間の対立がいくぶんやわらいだかにみえるが、従来の学侶上位、堂衆下位の制度は維持されていたようである。

この分離策がどの範囲にまでおよんでいたかは明らかでないが、おそらく知行高の区分や寺地の分離などの一部分であったと考えられる。それは従前通り上宮王院での行事の主導権は、依然として学侶が掌握していることより察せられるが、寺地の区分があったことを物語る資料として、高さ約70cmほどの石柱に「従是東寺中境内」と刻まれており、従前はこの石柱が西東両寺の境界線上に立っていたと思われるが、この石柱の旧地が定かでないのが惜しまれる。

この両寺を各別とする策は長続きしなかったようである。それは各別策を施行した織田信長が天正10年（1582）6月2日の本能寺の変による他界によってその策も効力を失ったからであろう。それ以来、西東両寺はたがいに和合の努力を重ねたらしく、『法隆寺文書』に（天正10年7月23日）「法隆寺法印有助外39僧連署・学侶堂衆和談之儀付条々」とある記録からもうかがえる。

このようにして、両者は対立の時代から和合の時代へと移行する傾向をみせ、徳川政権下にいたって完全に学侶の支配のもとに統一されるのである。

子院制度の確立

法隆寺の子院は室町末期から徳川初期にいたって全盛期を迎えたというべきであろう。

徳川初期（寛永年間）の法隆寺古図によると、

修南院 三宝院 北室寺 成福院 賢聖院 蓮光院 文殊院 持宝院 中東住院 西東住院 金光院 金光院坊 発志院 福生院 林賢坊 釈迦院 金藏院 地福院 善住院 清淨院 十宝院 蓮池院 法花院 橋之坊 福園院 宝寿院 和喜坊 普門院 華苑院 阿弥陀院 橋坊 西之院 明王院 威徳坊 安養院 松立院 政藏院 宝光

院 東藏院 政南院 瓦坊 仏餉院 中道院 多聞院 福智院 北之院 弥勒院 知足院 宝藏院 円成院 椿藏院 關伽井坊 薬師坊 薬師堂 供所 宝性院 円明院 德藏院 中院 二階坊 福嚴院 西福院 薬師院 西方院 吉祥院 湯屋坊 西園院 地藏院

の68ヶ院を記載していることからも子院制度の全盛期をしのばせている。しかし、その頃の法隆寺の経済力はけっして豊かではなく、天正13年（1585）の秋、豊臣秀長の大和入国によって諸寺の寺領はことごとく減額し、法隆寺の寺領もまた千石に減じられたのである。

天正14年（1586）の『収納米支配帳』に、

一 五百三十八石一斗七升弐勺	寺辺
一 九拾七石	玉手庄
一 三百六十七石八斗二升八合	安堵村
分米千石	

とあり、この知行高は徳川政権下になっても安堵されている。

学侶・堂方両者の相違は徳川時代になって確立したものではなく、往古からの申し伝えを法式化して、その掟がいっそう厳重となったものである。

寛文9年（1669）の「法式条々」には、学侶・堂衆ともども守るべき往古からの法則19カ条を列記している。その内容は法隆寺の年中行事における学侶と堂衆の役割などを詳細にのべたものであり、主に堂衆に対する厳しい掟を法令化したものである。とくにその末尾の文によると、堂衆は上宮王院觀音堂・聖靈院・西円堂を学侶より預かり、朝暮の勤行、香花燈明の調達を司り、堂内の掃除などを行う役人であるとのべ、つねに堂衆は学侶の指揮下にあることを明記している。

そのような身分制度のきびしい学侶・堂衆となる条件は、とうぜんのことながら僧侶の里元の家柄が問題となってくるのである。往古は種姓の吟味によって公家などの身分の高い家筋の出身者は学侶となり、それに満たない家柄の者は堂衆となるといった漠然としたものようであったが、徳川政権下の封建制度の確立に伴い、その条件の法則化が行われている。それは享保4年（1719）の『寺門天奏願記』に、学侶について「学侶者公家又者五代相続之武家種姓吟味之上旧取立者也」と規定している。

これによると、学侶に取り立てられるには、公家もしくは五代以上相続している武士の出身者であることが第一条件とされ、五代相続の武家の出身者は法隆寺学侶衆の評定集会についてその家系などを吟味し、条件がかなえばはじめて認可されるのである。それにたいして公家の出身者は、学侶の評定を受けることは無用とされていたという。

このような規定から法隆寺の学侶となる者は遠国の出身者が多く、近在としては幕末に郡山藩が若干あるのみで、ほとんどは公家や岸和田・尼崎などの藩士の出身者であった。

堂衆については「堂方者種姓吟味無之」とあり、学侶のように家柄は重視されず種姓の

吟味の必要はなく、学侶の認可さえ得ればよかったです。

このようにして、学侶・堂衆となるにはその出身の家筋によって左右されたのであり、当時の封建的身分制度が寺院にもその影響を大いに及ぼしていたことを物語っている。

学侶は法隆寺のすべてにおいてつねにその主導権を掌握し、堂衆はその支配下にあったことは各時代を通じて不変の法式である。それは徳川時代になっていっそう強まる傾向をみせ、学侶の直轄下に承仕中間（学侶に仕え諸行事の雑役を勤める僧のこと）と専当仲間（算主ともいい、寺の雑務を担当した職で、従来は下級の僧侶の役であったが、徳川時代からは在俗の者がその任にあたっている。この仲間の中には勾当・都維那・納言師・専当などの役割があった）が置かれ、それらが従来は堂衆の役であった香花仏供の調達、法要の承仕職などの雑務を司ることとなり、堂衆の存在価値はますます薄れる結果となる。

子院制度の崩壊

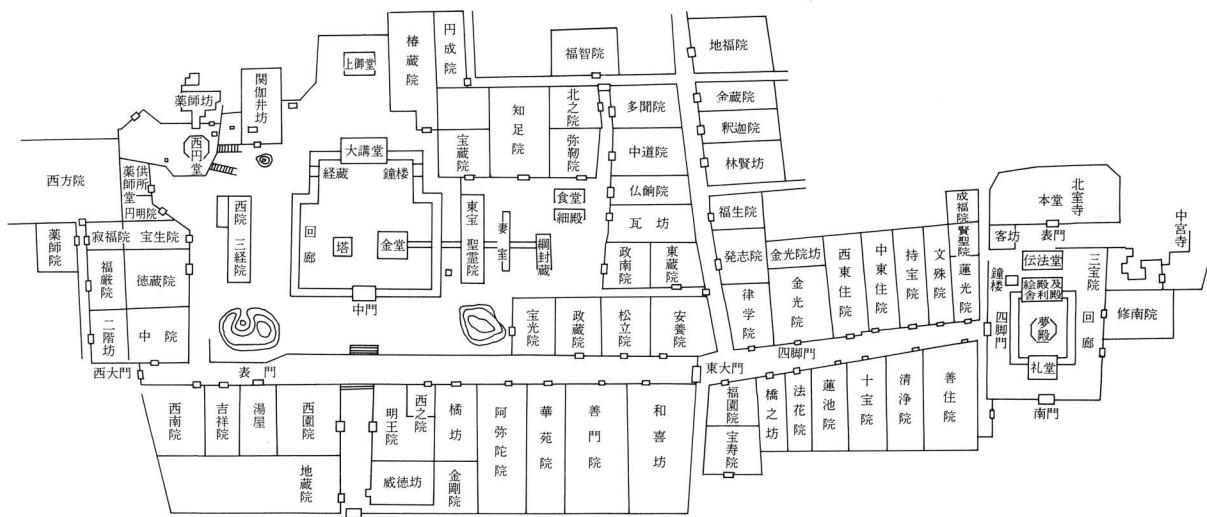
徳川初期に隆盛をきわめた子院は、中期以降徐々に衰退のきざしをみせはじめてくる。安政3年（1856）の『自公儀梵鐘取調記』などによると、当時の子院は一様に老化していたようであり、この期に従来の大和葺などを瓦葺に葺き改めた子院は崩壊をまぬがれたが、それができなかった建物は相ついで荒廃していったという。

このような悪条件下に拍車をかけたのが明治維新であった。この変革によって多くの学侶が隠退するとともに、子院の建物も老化による崩壊が続出し、それに伴い学侶・堂衆・承仕の制度も崩れる傾向をみせた。この制度はすでに寛政11年（1799）の寺法の大改正によって緩和していたとはいえ、いまだ封建制の風潮は根強く残されていたのであり、そのためにもこの新時代に即応した完全な寺法の改正が必要となったのは、当然といえよう。

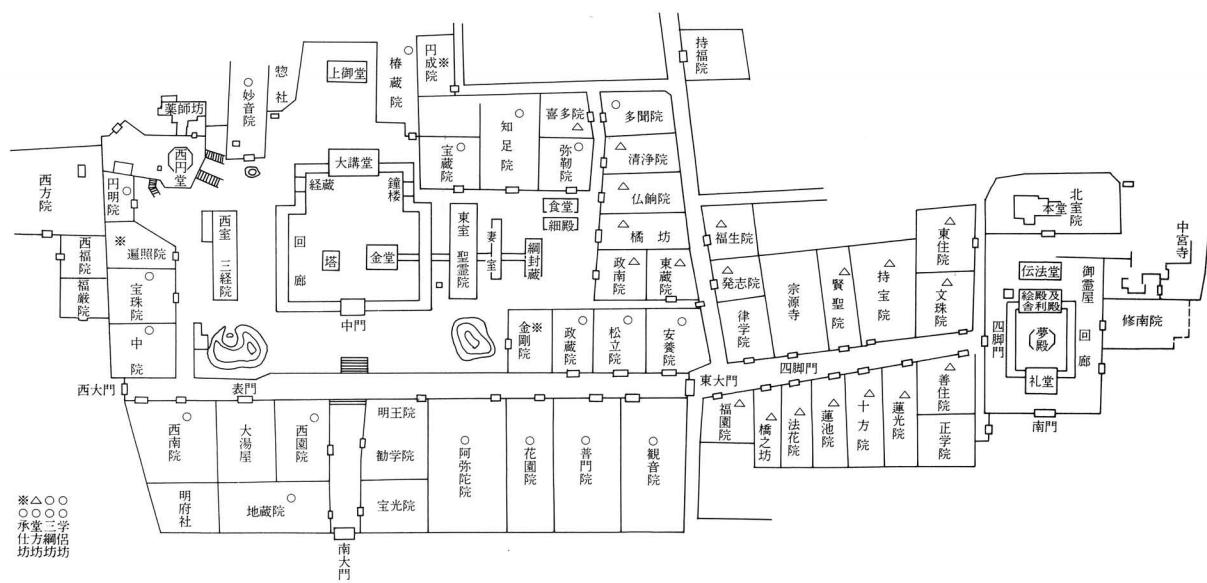
明治維新に際して隠退したのは主として学侶であり、寺にとどまったのは、おもに近在出身の堂衆・承仕の住僧であった。このような状況下からも、堂衆・承仕を学侶に昇進させざるを得なかったのである。

そのため、明治2年10月に寺法改正集会を開き、従前の学侶・堂衆・承仕の階級を撤廃し、無条件ですべてを学侶に推挙したのである。しかしそのころの子院の荒廃ぶりは激しく、時の塔頭寺院住職は明治8年から西円堂御供所に居住し、僕約生活を行なっている。

このように子院の荒廃がつづく中、役所へ廃院願いを提出する子院が相ついでいる。それを伝える記録の中に、子院本来の性格を物語る興味ある記載がある。それは明治6年8月に廃寺届を提出した西南院の書類に「右延宝年中建立英賛房私造御座候」とあり、子院の建物は公的なものではなく、私的に營造したものであることをのべていることである。しかしそれ以降も廃院は続出し、それに加えて法隆寺の維持も困難を極めており、その対応策を協議すべく明治8、9年の両年に寺法改政集会を開いている。その結果、明治9年9月19日、従前の法隆寺一職寺務職に代わって法隆寺住職の職が設けられ、新時代に即



第82図 江戸初期頃の法隆寺境内子院配置図

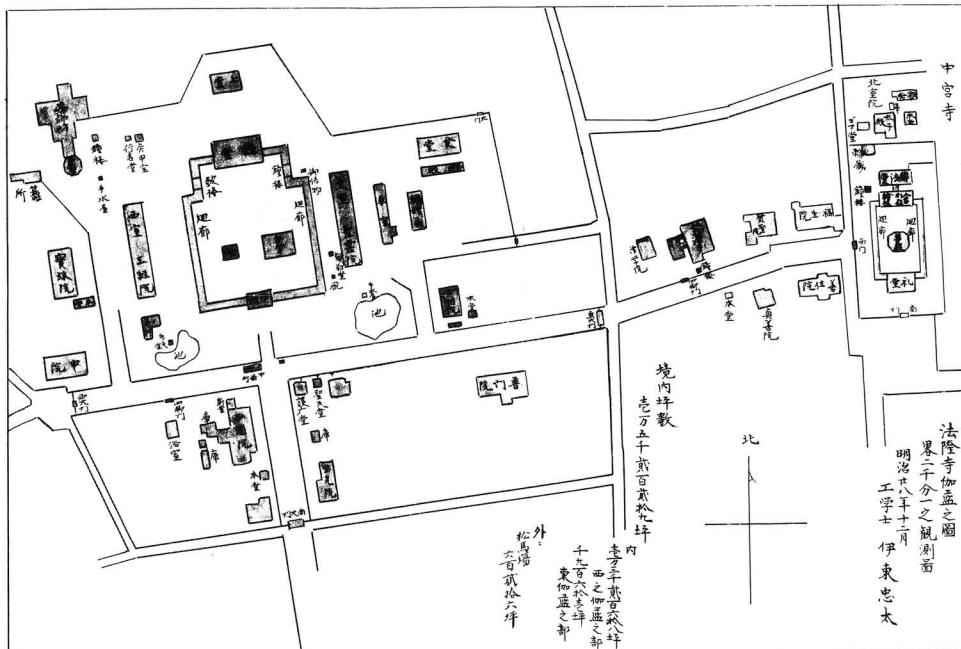


第83図 寛政9年の法隆寺境内子院配置図

応した機構とすることに努力している。それと同時に経済面の打開策として法隆寺の宝物157点を皇室に献納することを決定し、この恩賜として1万円が下賜され法隆寺の経済面の危機を救ったのであった。この献納の議は、塔頭住職合議のうえで決定し、その同意書に献納目録を添えて献納願を堺県令に提出している。

その同意書に、塔頭住職が署名しており、当時12ヶ院に住職があり、他の子院は院名とその寺地をとどめるにすぎなかったようである。その後、阿弥陀院・弥勒院ともに老化が激しく、坊舎などの建物を取りたたみ明治10年11月に弥勒院の院名を聖天堂供所へ移し、阿弥陀院も明治41年元金剛院の西里庵地へ再興されたが、興善院の名称は興福寺へ移り、賢聖院とともに廃されたのである。現在では、中院・宝珠院・西園院・地藏院・宝光院・弥勒院・実相院・普門院・宗源寺・福生院・善住院・北室院・円成院・阿弥陀院の15ヶ院となっている（明治年間における法隆寺子院の変遷状況に就いては拙著『近代法隆寺の歴史』を参照されたい）。

なお、廃院となった子院の表門や築地などが多く現存しており、法隆寺の子院の変遷を研究する上で好資料となっている。また、昭和53年度より行われている法隆寺防災工事に伴う発掘調査に於いても、中世以降の持仏堂跡、井戸跡、築地跡などの子院遺構が確認されており、今後の発掘調査が進行するにつれて子院の規模等が明らかとなることに期待が寄せられている。



第84図 明治28年の法隆寺境内図

2. 発掘調査と建造物

顯真が嘉禎4年（1238）頃に編述した『古今目録抄』には、舍利殿修造の際、その辰巳角の南1丈ばかりで掘立柱2本が掘出され、時の人は聖徳太子の宮門の柱と思い恋慕の心を持ったことをのべている。戦前に東院舍利殿及絵殿の解体修理が行われた時、当時的人が見た掘立柱は、東院創建の際の北回廊の柱であったことがわかったが、この修理の際、東院創建時の遺構とは別に、斑鳩宮跡と推定される掘立柱建物群が発見された。昭和9年に始められた昭和大修理では、建造物自体の調査研究とともに、建築遺跡の発掘調査にも慎重な努力が続けられてめざましい成果をあげ、調査技術も格段の進歩をとげた。現在全国各地で行われている歴史時代の遺跡の発掘調査も、この時の手法を継承し、これを発展させていると云って過言でなく、当時調査の中心となられた浅野清博士らの業績は忘れる事の出来ないものである。

法隆寺では大正14年から昭和3年にかけて、大掛かりな防火設備工事が行われた。寺院西北方の谷を堰止めて貯水池を作り、こゝから境内全域に導水管を埋設した¹⁾。多量の瓦が採集されたばかりでなく、トレーナーの土層の状況にも留意されている²⁾。平城宮跡の整備事業にともない、1部の地下遺構が発見されたのもこの頃のことである³⁾。この工事中に、五重塔の心柱の下が空洞になり、地下深く据えられた心礎に仏舍利を納めていることが知られ、舍利容器の調査が行われているが、当時の記録が発表されたのははるか後日で、五重塔の解体修理中の昭和24年10月に再び舍利容器の調査が行われてからである⁴⁾。

東院においては、回廊の旧葛石・雨落玉石敷が岸熊吉氏によって確認されていたので、昭和9年に昭和大修理が始まり、東院礼堂の解体修理に着手すると、まず先に発見されていた葛石や玉石敷の調査が続けられて、礼堂においても基壇・礎石下根石が確認されたが、さらに掘立柱の柱根が発見されて⁵⁾、はじめ『資財帳』に見える桁行7間、梁間2間、掘立柱の中門が建ち、平安時代、貞觀年間（859～876）の道詮律師の修造で5間2間の礎石建物に改められ、さらに鎌倉時代、寛喜3年（1231）に現在の建物に建替えられていた。東院回廊、南門、舍利殿及絵殿においても掘立柱を礎石に改造した状況が確認され、伝法堂・舍利殿及絵殿の下とその前面では、北で西へ大きく振れて東院伽藍と方位の違う建物群が発見され、焼土や焼けた壁土があって、皇極2年（643）に焼失した斑鳩宮と推定され、はじめて掘立柱の宮殿遺跡が具体的に検出された⁶⁾。

大講堂においても、前身堂礎石据付痕や仏壇の状況などが解明されている⁷⁾。聖靈院においては改造前の礎石据付痕、基壇の一部などが発見され⁸⁾、金堂・五重塔では基壇築造状況などが調べられ、金堂は一部地山を削り残した上に版築を行い、礎石は一部古い礎石を転用し、塔の土壇は地山の上に下から版築を行い、心柱根元の空洞の状況も一層鮮明になり、基壇の旧状も復原された⁹⁾。

西院境内の東南隅子院の南に盤石があり、むかし若草の伽藍と伝えていたと『古今一陽集』は述べているが、この塔の心礎は明治年間寺外に出て、昭和14年寺に返却され、この時石田茂作博士が発掘調査をされて金堂、塔の土壇の跡を見つかった¹⁰⁾。南に塔、北に金堂があり、方位が北で大きく振れて、現西院伽藍とは大きく異なり、出土瓦も飛鳥時代の古式のものである。この若草伽藍の塔跡は南辺部が現在の西院大垣で切られており、西院大垣の修理工事がこの部分に及ぶのを機会に、昭和43・44年度に国営発掘調査が行われた。この結果、金堂・塔が再発掘されて、金堂基壇築成後、一帯に盛土整地のうえ、整地土の上から切り込んで塔の基壇が築かれ、金堂東南隅から出た溝が塔土壇でこわされていて、塔の建立着手が金堂よりおくれることが判明した。しかし全体に大きく削平されていて、回廊などの跡は明らかでなく、西院大垣の下でも若草伽藍の建物遺構は残っていない¹¹⁾。

金堂・五重塔・新堂の修理工事完成を以て昭和大修理は終了したが、その後も東室をはじめとして多くの建物の修理が続けられ、これらの修理工事の地下調査でも重要な成果があげられている。東室では各坊ごとに排水施設があり、大部分の凝灰岩礎石が建立以来不動で、しかも古い礎石を裏返しに使い、地山は北から南に下っていた。東室建立当初の間取りや構造も復原されたが、柱に多数の古材が当初から転用されており、桁行柱間に違いがあるのも古材再用によるものと考えられている¹²⁾。妻室では、はじめ東室に近接して建ち、2度東へ移していることが知られ、現在は2度目の位置に建っている¹³⁾。

西院と東院をつなぐ参道南側西寄りの江戸時代に福園院・橋坊・法花院・蓮池院・十方院が並んでいたところに、聖徳会館を建設するに当たり、昭和34年に石田茂作、村田治郎博士、稻垣晋也氏らによって発掘調査が行われた。この調査地の西方で北から流れる旧河川が発見された。この旧河川は少くとも飛鳥時代から平安時代後期にかけて流れていたとされ、調査関係者はこれを若草伽藍東限に当るものとされている。今回も参道南側の先の発掘地の一部と、参道北側の律学院北方の導水管敷設個所でこの旧河川を検出した。

また、昭和38年、東院東側の中宮寺新本堂建設の事前調査では、焼土で埋められた平安時代後期の池、室町時代の子院境界の溝が検出されたが、奈良時代の遺構は認められなかった。

西院回廊の北方は現在北へ折曲って経蔵・鐘楼に取付き、大講堂に達しているが、『資財帳』には「廡廊壱廻」とあり、昭和23年の調査で北回廊が金堂・五重塔を取り囲んで閉じていたことが知られている¹⁴⁾。丁度その基壇中央を旧導水管が通っているので、一部再調査を行って北回廊雨落溝を再確認し、導水管の位置を旧北回廊南方へ変更した。

回廊の南・東・西の3面でも導水管埋設の位置で基壇にトレチを入れたが、3方とも地山は外に下り、旧表土の残るところ、整地前に鍛冶仕事をして焼土の残るところがあり、その上に一たん整地土を入れて整えたうえに基壇を築くところが多い¹⁵⁾。

西院伽藍は各建物の位置、規模などに密接な関係があり、金堂でも地山を一部削り残す

など、入念に計画されており、整地の選定も巧妙で、切土、盛土を最少限にとどめるよう配慮している。中門の東方では土壇中から平安時代に降る土器片が発見されていて、この部分では平安時代に土壇のくずれるような災害があって、土壇の修築に及ぶ大規模の修理があったことになる。

大講堂東脇の回廊基壇内及びその北方の調査では重要な発見があった。これは回廊を縦断する南北溝と北方で東へ走る溝で、建物の西及び北側の雨落溝と考えられるものであった。ここに僧房を想定して東方でも小さいトレーナーを入れてみたところ、土壇は後に削り取られていてほとんど残らないが、僧房基壇南縁及び東側雨落溝とみられる溝を検出した。これによると基壇幅は東西35.4m、南北12.4mとなる。『古今目録抄』に、この講堂の東浦に北室跡あり、石居少々残して見ゆとするので、この僧房に当ると考えられ、延長3年（925）に大講堂・鐘楼と同時に焼失したと考えられる。基壇長さは天平尺120尺となり、『資財帳』に見える4棟の僧房のうち、第4の長10丈6尺、広3丈8尺には、見合うので一応これにあてて考えているが、基壇幅は第3の長15丈5尺、広3丈2尺の方が約5尺の軒の出が取れて都合よく、南と東はあまり明確なものではないので、今後の検討余地を残している。僧房の間取、構造などは東室の解体修理の時の調査研究で旧状が判明しているので同じようなものであったと考えられる。

大講堂の解体修理にともなう発掘調査は昭和11年に行われ、ここでは前身堂礎石を掘り起した後の雌型が検出され、前身堂の全体規模は現堂とかわらず、ただ前身堂の柱間寸法は庇の出が短く身舎を長く取っている。桁行は現堂とも8間で、現堂は元禄修理に庇を取り込んで9間とし、今もそれを踏襲しているが、東側面両隅柱と中央柱の位置は前身堂以来かわっていない¹⁶。旧僧房基壇はこの大講堂東側面柱筋から約9mはなれ、大講堂正面柱通りと基壇南縁がほぼそろう。大講堂西方にも僧房があったとすると都合が良いが、西側では導水管位置の都合で、雨落溝に当る場所は調査していない。導水管を敷設した部分の回廊基壇内は地山が削り残されているが、僧房の確認はできていない。これも今後の課題として残っている。大講堂修理工事の際、大講堂旧西側面柱筋から約2.4m程西方に約2.4mの間隔を置いて小礎石と根石が発見され、その前後にこれと見合うらしい基壇の一部と西方に南北の排水溝があり、これらと僧房との関連なども検討の要がある。僧房と大講堂の間の軒廊と見られると都合が良い。大講堂では旧仏壇内から隆平永寶（延暦15年、796、初鑄）が出土したので、延暦以降の建立と考えられているが、前身堂規模が『資財帳』の食堂の長10丈2尺、広5丈5尺と合うことは早くから指摘されている。今回の大講堂北方の調査では地山が急に上って大きい建物を建てる余地はなく、脇に僧房が並ぶことをも考えると大講堂の前身堂が『資財帳』の食堂にあたる可能性は一層強くなる。

大講堂東脇では振れの大きい南北方向の掘立柱穴3個を検出した。この振れは若草伽藍の方位に合い、西院伽藍造営以前のものと認められる。西院回廊東南隅の南方でも同じ方

位の小掘立柱穴 2 個が検出されていて、西院以前の遺構がかなり北方までひろがっていることがわかる。

西室は現在西回廊よりかなり西へ離れて建つ。寛喜 3 年（1231）再建のとき、西方へ位置を変更したとされている。今回の調査でその東北隅部分の可能性の高い遺構を検出している。矩折りに曲る溝と瓦組の施設などで僧房にふさわしい遺構であり、現西室よりずっと回廊寄りにあり、西回廊西北隅とほゞそろう。西室については今後南部で調査を行う予定である。大正の際に現西室の東南方、西回廊から 13.4 m に南北方向の凝灰岩切石の溝の発見が報じられており¹⁷⁾、上記旧西室東北隅と推定した溝はこれよりさらに回廊に近いので相互の関係もこれからの課題である。

聖霊院から大宝藏殿院の前にかけて入れた東西トレンチでも掘立柱穴が出ているが余り大きくない。綱封蔵地下では 4 種の掘立柱穴が発見されている。大きいものは地山面で検出され約 90cm 角程あり、4 個東西に並んで柵状となるが、その他の柱穴は整地土で検出され、穴も小さくまとまらない。さらに北から来て綱封蔵中央あたりで東へ向う古い溝と南北方向に重なって南へ延る溝が 2 期あるが、性格は解明されていない¹⁸⁾。しかし、伽藍東方部はもと政所、大衆、倉などの関係建物が建っていたと考えられる。今回発見の掘立柱穴もこれらに関連するものか、造営時の仮設的建物であろう。中世になると多くの子院が建ち並び、今回もここで池、築垣、井戸、道路などの子院関連遺構が検出されているが、かなり重複している。

聖霊院の東南方ではトレンチ内で焼土を多量に含む谷状遺構を検出している。この谷は回廊と聖霊院、東室の間を北上する谷であるが、聖霊院下の地山は西北隅が高く、南と東へずっと下る。東室は北方部は地山が高いが南へ次第に深くなり、整地前の旧地表面に灰や炭・焼土があり、フイゴ・鉱滓も検出している¹⁹⁾。聖霊院の南部の盛土も深く、整地土に灰・炭がはさまれ、もと谷は聖霊院・東室の下にも広くひろがり、聖霊院・東室境の西方部は地山が盛り上っていたらしい。

聖霊院の前で旧谷状遺構から前に述べた東面大垣東方の旧河川まで約 150 m（高麗尺 45 丈）余りあり、この谷が若草伽藍の西側境界と推測することも出来るが、若草伽藍・西院南面大垣の調査結果をも併せて検討することを要し、今回の調査でも中門前東西参道における調査を予定しているので、その結果をも見て若草伽藍寺域の検討を行いたい。

東院は昭和大修理における発掘調査で特に成果があげられたところであるが、今回の東院における防災施設工事が主として大正敷設の旧導水管を同位置で取替える方針のため、掘り形の位置も大部分が大正時代のものと重複するので調査範囲も限られているが、新しい見解もいくつか得られている。

第 1 は推定斑鳩宮宮殿群の南限と考えられる東西大溝の検出である。この大溝も池や大正の導水管によりかなりこわされているが、傍に柵列があり、戦前に確認された建築群と

方位が一致し、明らかに人工の溝で、重要な意味を持つ遺構と見られる。この方位の掘立柱穴は伝法堂・舍利殿及び絵殿地下のほか、北室院表門の解体修理の時に1個、昭和54年の東院西脇門建設の事前調査で2個を検出しているが、そのほかではいまのところ同方位の古い柱穴は検出していない。かえって律学院北の西院との境界に当る旧河川のあたりで7世紀前半の須恵器・土師器などの土器をかなり発見している。

奈良時代の東院伽藍造営当初の伽藍は記録と発掘調査から明確にされているが、今回のトレントで伽藍南半部に厚い整地が行われていて、斑鳩宮の敷地はいまのところ前記大溝から北方と見てよいと考えているが、まだ大きな謎に包まれている。既に検出されている宮殿群は少くとも2期に分れると考えられるが、前回も今回の調査にも焼土・焼けた壁土片を発見して、皇極2年（643）に焼失したと考えられるが、今回発見の大溝よりも北方でも、舍利殿及絵殿の前面に同方位の幅広い大溝が発見されていて、今後の調査成果をふくめて検討することになる。

聖徳太子がここに宮を営めたのは推古9年（601）で、推古29年（621）12月母后間人大后がなくなり、翌30年2月には太子と妃の膳大郎女が相ついで薨じられた。太子の薨去は『書記』は斑鳩宮、『大安寺縁起』は飽浪葦牆宮とする。その後、斑鳩宮は山背大兄王に引継がれ、皇極2年に上宮王家が亡び、斑鳩宮が焼失するが、聖徳太子は皇太子として摂政につかれ、山背大兄王も田村皇子（舒明）と天子の位を争ったのであり、ここに営まれた斑鳩宮が余り小規模のものであったとは考えられない。公私の宮殿、役所、一族の住居も広く営まれたであろうから、全体ではかなり広い地域を占めたのではないかと思われる。また、太子の薨後、その宮殿をそのまま、山背大兄王が用いたとは思われず、建て替えたり、位置をかえた可能性も大きく、斑鳩宮に関しても今後の長い調査研究を必要とするであろう。

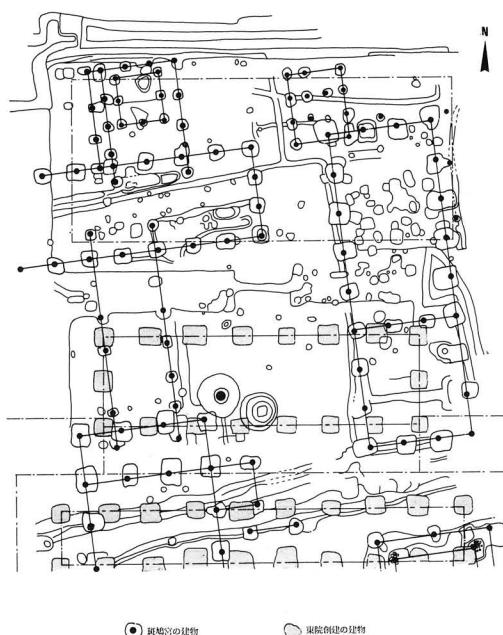
東院の寺地は『東院資財帳』に「院地壱区東西各冊七丈 南北各五十二丈」とされている。『斑鳩古事便覧』では東西を冊七丈とするが、現在では47丈がとられている。この範囲をどこに取るかいくつかの見解がある。今回の調査で、北室院境内においても東院伽藍と方位が合い、東西棟東妻と見られる掘立柱、小規模掘立柱建物を検出し、現西面大垣の西方、現福生院構図東方トレントでも同方位の掘立柱穴を検出した。したがって東院寺地は北室院にも、西方福生院にも延びていたことになろう。

東院南門の前の芝の口は現在空地であるが、南門すぐ直前に東西の道があって、町屋が建っていたし、後の盛土が多く、南門の位置は奈良時代以降動いていないから、こゝを南限と考えてよい。

子院関係の遺構も数多く発見されており、築地・溝・池・井戸などがトレントの各所で検出されている。昭和53年度に西院西端で西南院本堂の基礎が確認され、昭和56年度には福生院表門のすぐ内方で旧蓮光院本堂の基礎を検出している。ここには享保8年（1723）

に参道南側に移された現福園院本堂が建っていた。このほか、トレンチ内には子院建物の礎石跡と考えられる小掘形もあるが、トレンチ調査のためつながりが明らかに出来ない。

法隆寺には古代以来の各時代の建造物の遺構が残されているが、建替え、改造、修理、移築も数多く、すでに退転した建物もあり、また、盛土、切取りなどによる土地の形状の変更も随所で行われている。子院にも再三の変遷をへたものが多い。地中にも遺構、遺物が隨所に埋蔵されていて、建築学的に見た法隆寺の歴史の解明にも発掘調査の成果によるところが大きい。法隆寺における建造物保存修理などに関連して、発掘調査の進歩もめざましく、貴重な成果が次々とあげられて、建築史学をはじめ各方面にはかりしれない寄与をしてきたことはすでに述べてきた通りである。今回も新しい発見が相ついで、従来の見解を補正するところが少くないが、防災工事の導水管などの敷設にともなう調査のため、主としてトレンチ調査であり、発掘位置も限られており、とくに古代から近代にいたる遺構が重複し、発見した遺構全体の規模を明確にすることも困難である。従ってその性格も推測にとどまらざるを得ないところも少くない。寺史の解明に重要な課題でもあるので、今後学術調査によってその不足を補い、一層の成果のあげられることが期待される。



第85図 東院創建の遺構と下層の遺構図

東院伝法堂から絵殿・舍利殿にかけて、前後2時期にわたる掘立柱建物遺構を見つけている。前期のものは東院伽藍の方位といちじるしく異なる建物群で、さらにいくつかの時期に分かれるようである。検出された建物は1棟が東西棟で、あとは南北棟である。東西棟建物が主殿で、南北棟建物がこれと左右対称に配置されたものかどうか、調査範囲が限られているのでよくわからない。しかし、これらの建物は梁行の柱間が3間であることが特徴である。この時の調査では、焼土や灰が出土しており、これらの建物が火災にあったことを示している。これによって、『日本書紀』皇極天皇2年（643）紀に記す斑鳩宮焼亡のあとをうかがうことができた。後期のものは東院創建時のものであり、寺院建築であっても、掘立柱によるもののあったことが知られた。

註

- 1) 法隆寺防火設備水道工事々務所『法隆寺防火設備水道工事竣工報告書』昭和3年。
- 2) 上田三平・岸熊吉「法隆寺出土古瓦の研究」『奈良県史蹟名勝天然記念物調査会報告』第9回 大正15年 奈良県。
- 3) 上田三平「平城宮跡調査報告」『史蹟精査報告』第2 大正15年 内務省。
- 4) 岸熊吉「大正十五年の法隆寺宝器調査記」『史迹と美術』200号 昭和25年。福山敏男「関野貞博士日記及手記（法隆寺五重塔関係分）」『大和文化研究』11卷1号 昭和15年。
- 5) 掘立柱の遺跡はこれより前、昭和5年度に拂田柵跡、同6年度に城輪柵跡で確認されている。上田三平「拂田柵跡・城輪柵跡」『史蹟精査報告』第3 昭和13年 文部省。
- 6) 国立博物館『法隆寺東院に於ける発掘調査報告書』 昭和23年。
- 7) 法隆寺国宝保存事務所『法隆寺国宝保存工事報告書第6冊 国宝建造物法隆寺大講堂修理工事報告』 昭和16年。
- 8) 法隆寺国宝保存委員会『法隆寺国宝保存工事報告書第12冊国宝建造物法隆寺聖靈院修理工事報告』 昭和30年。
- 9) 法隆寺国宝保存委員会『法隆寺国宝保存工事報告書第13冊国宝建造物法隆寺金堂修理工事報告書』昭和31年。同『同第14冊国宝建造物法隆寺五重塔修理工事報告書』 昭和30年。
- 10) 石田茂作「法隆寺若草伽藍址の発掘」『日本上代文化の研究』 法隆寺 昭和16年。『総説飛鳥時代寺院址の研究』 大塚巧芸社 昭和19年。『伽藍論攷』 養徳社 昭和23年。
- 11) 『法隆寺若草伽藍跡 昭和43年度発掘調査概報』、『法隆寺若草伽藍跡 昭和44年度発掘調査概報』 文化庁記念物課。
- 12) 奈良県教育委員会『重要文化財法隆寺東室修理工事報告書』 昭和37年。
- 13) 奈良県教育委員会『重要文化財法隆寺妻室修理工事報告書』 昭和38年。
- 14) 浅野清『法隆寺建築綜觀』 便利堂 昭和28年。
- 15) 大正の導水管敷設の際にも中門東方の回廊基壇トレンチで、整地土下の腐蝕土を混じえた創立前の表土らしい層から須恵器片を発見している。上田三平「法隆寺西院南廻廊基壇の切断面」『寧樂』六 大正15年。
- 16) 注(7)と同じ。
- 17) 注(2)と同じ。
- 18) 奈良県教育委員会『重要文化財法隆寺綱封蔵修理工事報告書』 昭和41年。
- 19) この谷状遺構の下層堆積土から西院創建時の軒平瓦1個が出土しているが、他の焼土中の瓦は若草伽藍関係のものや、7世紀末頃の須恵器などを含む。従ってこの谷を埋立て回廊、僧房などの造営が進むまでかなりの年月を要していると思われる。

3. 法隆寺の瓦

はじめに

創建以来、連綿として法灯を伝える法隆寺の瓦は、その種類も文様構成も実に多岐にわたっている¹⁾。法隆寺の各時代の瓦は、それぞれの時代の特徴をよく反映しているので、その瓦を概観することによって、わが国の瓦の歴史を大筋として理解することができるといつても過言ではない。また、それらの瓦には法隆寺の各時代の歴史がこめられている。

わが国に瓦作りの技術が伝えられたのは、崇峻天皇元年（588）の飛鳥寺造営に際してであることは、すでによく知られているところである。飛鳥寺造営のきっかけとなった百済からの仏舎利や各種工人は、形式的には「献上」されたものとされているが、実質的に受け入れたのは造営を一手に引き受けた蘇我氏であった。したがって、飛鳥寺に対するその後のとり扱いかたには微妙な面が多い。蘇我氏の氏寺として建立されたこの寺が、蘇我氏の滅亡後に官寺としてのとり扱いを受けることになったのは、わが国最初の本格的な寺院であったという点だけではなく、仏教受容時における複雑な政治的事情があったからかもしれない。

一方、天皇あるいは皇族による初めての寺が『日本書紀』に記す四天王寺であるにせよ、あるいは出土遺物の面からみて法隆寺であるにせよ、ともに聖德太子発願の寺であることは、わが国の仏教受容時における混乱状況を收拾するにあたって聖德太子が大きく関与していたことを示すものである。

こうした事情の一部を瓦が示してくれる。法隆寺境内から出土する瓦には、飛鳥時代の中でもごく古い時期のものが数多く出土する。それらの出土状況からみても、この寺が遅くとも7世紀のごく初め頃に當まれ始めたことに誤まりない。以下、時代を追って法隆寺の瓦を眺めてみよう。

若草伽藍の瓦

法隆寺には、多くの飛鳥時代の軒瓦がある。軒丸瓦を飾る文様はいずれも単弁蓮華文であり、蓮弁の数や、形の相異から何種類かに分けられている。それらの瓦を葺いていたのは創建法隆寺、すなわち若草伽藍の堂塔であった。今、普門院や実相院の裏に空地があり、ここに大きな塔心礎がある。そこが若草伽藍の中心部だったのである。

若草伽藍は、わが国で寺造りが始まってまもない頃の寺であるだけに、出土瓦にもすぐには解決できそうにないいくつかの問題がある。昭和42、43両年度に行われた発掘調査の結果、単弁9弁蓮華文軒丸瓦（1）が若草伽藍創建時のものであると確認された。かつてこの軒丸瓦については、創建時の瓦と考えるにはその文様が大変くずれていることを理由に、創建時まではさかのぼりえないものと考えられていた。最も古い瓦と考えられていたものは、端正な文様構成を持つ単弁8弁蓮華文軒丸瓦（17）であった。この瓦は、文様構

成が整っているというほかに、四天王寺創建時における瓦と同範であるというのがその大きな理由であった。この2つの瓦は文様構成の点から考えると優劣が認められるのであるが、瓦当裏面にみえる仕上げの技法においては両者は区別しがたい。むしろ、同じ技法で作られたものと考えられ、その年代も全く同時期におくことができる。では、単弁9弁蓮華文軒丸瓦が若草伽藍の創建に際して使われたとするならば、四天王寺と同範の8弁の軒丸瓦はどこで使用されたのか、別の堂舎に葺かれたのか、やはり両者とも若草伽藍に使用されたのか、明確な解答は出しにくく、今後に残された大きな課題であるといえる。

若草伽藍の瓦で問題となることは、創建時の軒丸瓦に軒平瓦が伴うということである。畿内の多くの寺院に軒平瓦が普及するのは7世紀中葉のことである。それらは、平瓦の先端を厚く作って平瓦の曲率に合わせた弧をおおむね2条ないし3条あらわし文様とする。すなわち重弧文軒平瓦である。造営年代が最も確実な山田寺（奈良県桜井市山田）に重弧文軒平瓦があり、重弧文軒平瓦の出現時期を知ることができる²⁾。この640年代にあらわれる山田寺の瓦の時期から比べると、若草伽藍で軒平瓦が生み出されたのはずいぶん古い。若草伽藍の軒平瓦の文様は、重弧文のような幾何学文ではなく、5葉や7葉のパルメットをあらわしているものである。文様の施しかたは次のように復原される。まず、平瓦の先端を厚く作り文様面とする。そして、そこへ薄板に文様を切り抜いた型をピンで留め、型にそって文様を描く。一定の時間これを乾燥させて、描かれた線にそって文様を彫る。これが「手彫り唐草文瓦³⁾」である。実はこれとよく似た瓦が坂田寺（高市郡明日香村坂田）にある。この坂田寺の瓦は、文様面は若草伽藍ほど厚く作らず、3葉のパルメットを彫刻する。これと似合う軒丸瓦がさほど整った文様構成でないことも若草伽藍とよく似ており、坂田寺の造瓦の背景はどのようなものであったか、興味深い問題である。このような文様は、我が国で考案されたものではなく、中国、朝鮮に見られるものである。中国では南朝末期から初唐頃の墓室の壁に積まれた埴に同じような文様が描かれており、朝鮮では高句麗時代の古墳の墓室の壁によく似た極彩色の文様がみえる。若草伽藍にはこのほか1単位のパルメットを印鑑のように押捺していくものがある。ひとつの型を天地逆に、交互に押捺していくことによって反転する忍冬文を表現しようとしたものである。

若草伽藍の瓦でふれておかねばならないもうひとつは、この寺の屋根に、棟端を飾る鬼瓦が見られるという点である。鬼瓦といっても鬼面の瓦ではなく、文様面にいくつかの蓮華文を飾っている⁴⁾。これは、扶余時代の百濟の鬼瓦によく似ている。文様をあらわすのに蓮華文各単位を、文様面にきちんと割りつけて彫刻している。文様を割りつけた縦横の線もよく残っている。こうした技法は、さきの軒平瓦に一致するものである。

西院の瓦

西院伽藍の創建時に作られた軒瓦は「法隆寺式」という名で呼ばれている鮮麗な瓦当文様をもつものである。複弁8弁蓮華文（23）と均整忍冬唐草文（124）とが軒丸瓦と軒平瓦

それぞれに飾られる。軒丸瓦も軒平瓦も前代より大ぶりに作られる。軒丸瓦の蓮弁は雄渾で、仏像の蓮華座を思わせる。軒平瓦の忍冬唐草文の展開は実にのびやかである。

西院創建時に使われた瓦当文様は、この後に法隆寺の各堂塔で使われる軒瓦の文様の基本となる。したがって、よく似た瓦当文様が何種類もつくられる。この文様は、法輪寺、法起寺、中宮寺など斑鳩地方で多く用いられる瓦当文様となる。「法隆寺式」と称せられる所似である。

「法隆寺式」軒瓦は大和以外にも分布しており、愛知県を東限として西日本に広く分布している。とくに瀬戸内海の沿岸にその広がりが目立っている。こうした分布状況を分析してみると、奈良時代に作られた法隆寺の『資財帳』にみえる法隆寺の庄園の分布とほぼ対応関係にある。そこで、法隆寺式軒瓦の分布は、法隆寺の庄園経営に協力した地方豪族との深い関係を示すものだとされている⁵⁾。ただ、法隆寺式軒瓦が分布をみせる時期には、すでに上宮王家は存在していないので、法隆寺領は、国家の管轄の下にあったと思われる。したがって、法隆寺式瓦を用いて寺を建てた地方豪族は、7世紀後半の段階で、中央政府と特殊な結びつきをもっていた者と考えられる。

東院の瓦

若草伽藍や西院に次いで、法隆寺の瓦で注意しなければならないのは東院地域の瓦である。昭和14年から行われた東院伽藍の解体修理工事にともなう発掘調査によって、下層遺構、すなわち斑鳩宮と推定される宮殿遺構が発見された⁶⁾。皇極2年(643)に上宮王家が蘇我氏に襲われ、炎上してしまったことを示す焼土も検出されている。また、この遺跡から小型の軒丸瓦2種および軒平瓦1種が出土した。蓮弁の中にパルメットをおく軒丸瓦は、よく似たものが若草伽藍から出土しており、それと同範のものが中宮寺にある。軒平瓦は文様をあらわすために、すでに、瓦当全体の型を使っている。そして、この型から作った瓦が中宮寺にもある。斑鳩文化園を形成しようとした一面がうかがえる。

東院伽藍の軒瓦には、西院の軒瓦とはその様相が全く異なる平城宮と同形式の瓦が使われている。東院伽藍は、奈良時代、行信の尽力によって、政府の力で造営されることになったことは『東院縁起』の記すところである。『縁起』によれば、東院建設にあたって「造院司」が設置されているが、奈良朝政府がこの東院伽藍を造営したということは、やはり聖徳太子と同じく、この地が河内、摂津へのひとつの拠点となっていたからであろう。

修復用の瓦

法隆寺は、西院伽藍が完成し、東院伽藍が造営された後、現代に至るまで、いくつかの建物が火災にあうことがあっても、全伽藍が焼亡するような大事にはあうことがなかった。したがって、その後の大規模な造営はなく、一部の堂舎の再建や、伽藍内堂塔の修理工事が行われたにすぎない。しかし、境内において輪奐を競っていた堂塔では頻繁に修理工事が行われ、瓦はその都度新調されたのである。貞觀年間の修理工事は、法隆寺で最初の大

規模な修理工事であり、この時には瓦もかなり差し替えられたようであり、発掘調査でも出土している。『東院縁起』では貞觀元年（859）夢殿補修とあるので、おそらく東院を中心とした工事だったようである。貞觀年間の瓦は東院を中心として出土する。ただし、昭和55年度の発掘調査で講堂地域から「貞觀8年」銘のある壇が出土しているので、この時の修理工事はかなり長期で、一部西院にも及んだものと思われる。

平安時代には、大講堂、北室、鐘楼などの焼失、南大門の移築、西円堂の破損、西室焼失、上御堂、綱封藏、東室などの顛倒、食堂の補修等、400年の間に数多くの建物の破損そして修復がくりかえされているが、出土する瓦は概して少量である。寺域内で大規模な修理工事が行われたのは、平安末から鎌倉時代にかけてのことであり、東院を中心として、西院金堂にまで及んでいる。したがってこの時期の瓦は多彩である。

中世の瓦で特徴的なのは室町時代に作られたものである。室町時代には東院、西院とともに大規模な修理工事が長期にわたって行われた。そのことは、主として瓦に記された銘文から知られ、応永2年（1395）以後年紀をもつ瓦が大量に残っている。年紀をとてみると、江戸時代に至るまで、ほとんど切れ目なく瓦作りが行われていることがわかり、このことは常に修理工事が行われていたことをも示している。

ここで注目しなければならないのは、瓦大工橋氏の活躍である。橋氏は、いつ頃から大和で活躍しはじめたのであろうか。唐招提寺金堂大棟を飾る鷲尾には「寿王三郎太夫正重」の名が元享2年（1322）の銘とともに記されている。橋氏は、代々「寿王三郎」を名のるので、遅くとも、鎌倉時代の末頃には大和で瓦作り専業集団として活躍し始めたものと考えられる。法隆寺で初めて彼の名が見えるのは応永2年のもので、これは東室の解体修理中に発見されたものであるが、「ニシテラノタウノカワラ」とあり、この時に塔の瓦の葺き替えの工事が行われたことがわかる。以後、橋氏は永く法隆寺で活躍することになる様子が、瓦の銘文からうかがうことができ、たとえば、土の選択にいかに苦労したか、次のように記している。

「ニシムロノ土トフクイノ土 トヲハフンアワセニシタル土 ナリヨキカワルキカシランカ タヘナリヨクワノチニモナルヘシ 喜吉二年十月六日」（西室の土と福井の土とを半分合わせにしたる土なり 良きか悪きか知らんが為なり 良くば後にもなるべし）。このほかにも土に関することがいろいろと記されている。それらの瓦は試みに焼いたものと思われるが、実際に屋根に葺き上げられ数百年間使用に堪えたところを考えると、その試みは成功したものと思われる。瓦大工橋氏の苦心のほどがしのばれる。

法隆寺にみえる橋氏は応永13年（1406）「寿王三郎橋吉重」と名のる。この前年の銘文によると「太夫殿フクノハテナリ」（太夫殿服の果てなり）とあり、先代瓦大工の服喪が明けたことを記しているので、初代吉重はこの先代のあとに瓦大工として活躍し始めたのであろう。そして、文安5年（1448）、71才になるまで瓦作りに励んでいる。この年に初代

吉重は、西院経蔵の差し替え用の瓦を作っていた。翌年からあらわれる銘文は、前年までと体裁を異にし、漢字が多く使われる。文安5年銘の平瓦に「ユウアミユツルナリ」とあり、この年に二代目橘吉重が誕生する。二代目吉重の残した文字瓦は少なく、一連の作品は文明13年（1481）でとぎれる。寺に残るその後の作品は大永2年（1522）銘のものになる。大永年間のものに「大工吉重」とあるので、おそらく三代目以降も「瓦大工橘吉重」の名を継承したのであろう。また「瓦大工西ノ京吉重」とあるので、橘氏の本拠地が西ノ京であったことがわかる。

この時期のひとつの特徴は立体感にあふれた鬼瓦が作られたことと、瓦に多くの工夫が加えられたことである。前代までの鬼瓦は、きわめて平板な感じをいだかせるものであるが、室町時代になると、般若相というか、耳まで裂けた口から牙をむき出し、目を吊り上げて睨みつける形相となる。粘土を盛りあげて作るこうした鬼瓦を作る技術は高度なものであり、初代橘吉重は永享10年（1438）、南大門の鬼瓦を作った際に「ヲニヲミナツクル」と自からの技術を誇っている。また、軒平瓦の両脇に立ち上がりをもったものがある。これは、棟をもった軒丸瓦と組み合わせるもので、「かかりの瓦」と呼んでいる。軒平瓦に続く「二の平瓦」は、前方の幅を狭めて作り、これを「羽子板平」と呼ぶ。この時の工夫は、江戸時代にまで生かされ、丸瓦と平瓦とを組み合わせた棟瓦の発明に至る。

最近でも、軒丸瓦のことを巴瓦と呼ぶことがある。それほど軒丸瓦の瓦当文様には巴文が多く使われる。室町時代以降はむしろ巴文に統一された観がある。軒丸瓦に巴文を飾るようになるのは、平安時代の末ちかくのことであり、法隆寺には近世に至るまでの各種の巴文軒丸瓦がある。こうした資料も、堂塔に直接結びつくものであり、修理工事の歴史を物語ってくれるであろう。

註

- 1) 法隆寺『法隆寺の瓦』昭和53年。
- 2) 「上宮聖徳法王帝説」裏書 『寧渠遺文』下巻 847 頁 昭和37年。
- 3) 松下正司「手彫り唐草文瓦について」『奈良国立文化財研究所年報』1972。
- 4) 奈良県教育委員会『重要文化財西院大垣（南面）福園院本堂修理工事報告書』 昭和49年。
- 5) 鬼頭清明「法隆寺の庄倉と軒瓦の分布」『古代研究』11 昭和52年。
- 6) 国立博物館『法隆寺東院に於ける発掘調査報告書』 昭和23年。

直 径	内 区					外 区					個 体 数				『法隆寺の瓦』 掲載番号		
	中 房 径	蓮 子 数	内 区 径	弁 幅	弁 数	外 区 広	内 縁		外 縁		西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院	計		
							幅	文 様	幅	高							
174	36	1 + 6	142	41	T 8	16				3	3	1		4	17		
(153)	30		131	34	T 10	(11)				5	1	2		3	15		
156	34	1 + 6	136	29 37	T 9	10				(5)	1	1	1		3	1	
(176)	41	1 + 8	150	37	T 8	13				9	2			2	21		
185	32	1 + 5	154	42	T 8	17				4	3	3	1	7	18 19		
(184)	43	1 + 6	154	55	T 6	15				14	1		1	1	3		
	29		23	T 6									1	1	22		
199	84	1 + 7 + 11	165	40	F 8	17	10	LV 47	7	2	11			11	23		
186	81	1 + 8 + 16	158	42	F 8	15	10	LV	5	2			1	1			
184	72	1 + 7 + 11	150	37	F 8	17	12	LV(37)	5	2	2			2	5 24		
165	63	1 + 7 + 11	136	34	F 8	15	9	LV 47	6	4		1	1	2	6		
	73	1 + 6 + 11	35	F 8	17	4	S		12	2	LV	1		1	33 34		
173	62	1 + 6 + 10	137	34	F 8	18	13	S 48	5	2	2			2	31		
157	43	1 + 6 + 10	107	26	F 8	25	14	S 34	11	4			1	1	8		
153	38	1 + 8	99	26	F 8	27	14	S 32	13	6	LV	2		2	36		
	43	1 + 4 + 8	27	F 8	25	17	S		9	3	LV	2		2			

T - 単弁 F - 複弁 S - 珠文 K - 圈線・界線 LV - 線鋸歯文 KK - 均整唐草文 KN - 均整忍冬唐草文

HK - 偏行唐草文 HN - 偏行忍冬唐草文 SN - 型押し忍冬唐草文 直 - 直線額 曲 - 曲線額 段 - 段額

第7表 軒丸瓦分類表

直 径	内 区 区					外 区 区					個 体 数			法隆寺の瓦 掲載番号		
	中 房 径	蓮 子 数	内 区 径	弁 幅	弁 数	外 区 広	内 縁		外 縁		西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院		
							幅	文 様	幅	高						
32	1 + 6	88	23	F 8	37	16	S23	21	18	LV			6	6	9	
25	1 + 6	83			13	S				LV	1		1	1	37	
(132) 29	1 + 4	88	22	F 8	(22)	10	S	12	9	HK		1	3	4	42	
183 64	1 + 6	107	44	F 6	38	13	S12	25	(8)	HK			1	1	39	
41	1 + 4	99	24	F 8	24	12	S	12	8	LV	1				1	
167 63	1 + 8	131	29	F 8	18					11			1	1	52	
173 63	1 + 8	133	30	F 8	20					15		1			1	
159 49	1 + 6	134	28	F 8	13					4		1			1	
158 58	1 + 5 + 5	102	33	T 8	28	15	S16	13	9			1	1	2	56	
169 55	1 + 7 + 16	109	30	F 8	30	12	S32	18	13		2	1	2	5	53	
(174) 82		124	28	F 8	(25)	9	S	(16)					1	1	60	
178 76		132	32	F 8	23	10	S32	13	19		2		1	3	11	
175		95			40	16	S28	24	11				1	1	64	
176		82			47	21	S24	26	17				3	4	57	
169		96			38	13	S31	25	13			2		2	63	
巴文											43	22	23	82	170	
その他											1	1	4	6		
											計	75	39	31	112	257

	瓦当面												類の形態	個体数					法隆寺の瓦 總數 番号
	上弦幅	弧深	下弦幅	厚さ	内区厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇幅	脇区文様		西院	中間(北)	中間(南)	東院	計	
				68		SN							直	1				1	102
	241	43	256	45		KN					50		3.5	直	1			1	118
	316	(55)	363	58	47	KN	3		8	63		3	直	5		1	1	104	
	(276)	(67)	310	51	39	KN	4		8	57		3	直	3			3	121	
	293	61	323	55	41	KN	6		8	50		3	直	5	1		6	123	
	299	59	325	58	42	KN	9		7	58		3	曲		1		1	124	
			64	43	KN	10		11		56		4	直				1	125	
	294	54	297	54	27	HN	13	S20	14	S	60		3	直		1		105	
	256	60	283	60	28	KN	13	S(33)	19	LV37	(66)		3	曲	5	3	2	108	
			48	19	KK	15	S	14	LV			2	直		1		1	107	
	222	52	230	44	16	KK	14	S15	17	S15	58	S2	4	段	1			1	
	284	77	286	55	29	KK	14	K	16	K	62	K	2	曲			1	1	1
	275	50	293	60	25	KK	15	S21	20	S21	56	S3	3	曲		1	1	4	6
			51	19	KK	20	S	20	S	57	S	3	曲				1	1	109
	275	50		72	21	KK	23	S21	28	S		S3	2	曲			3	3	
	260	37	294	57	26	KK	18	S13	13	S13	55	S3	2	直		1	1	7	9
	273	45	281	61	26	KK	17	S12	18	S9	65	S3	1.5	曲		1	1	1	3

第8表 軒平瓦分類表

	瓦当面												顎の形態	個体数					法隆寺の瓦掲載番号	
	上弦幅	弧深	下弦幅	厚さ	内区文様	上外区厚さ	上外区文様	下外区厚さ	下外区文様	脇幅	脇区文様	文様の深さ		西院	中間(北)	中間(南)	東院	計		
	275	41	278	46			S 6		S 7	(40)	S 3	2	直			1		1		
	262	61	264	53	22	KK	15	S 7	17	S	63	3.5	段			1	1	1	138	
												2	段	1						
												2	曲			1		1		
												2	曲段			1	2	3	145	
	(267)	261	53	21	KK	19	S28	13	S31	47	S 3	7	曲段							
	227	44	274	50	16	KK	17	S29	17	S26	49	S 4	5	段					4 4 146	
	276	51	291	56	19	KK	18	S28	19	S26	57	S 4	1.5	段	1		2	3		
	294	46	296	67	32		19		16		61		7	段				1	1	152
	293	49	297	66	28		18		20		64		6	段			2	2	151	
	(191)	(188)	42	20			14		8	(52)		4	段				1	1		
	240	40	235	48	21		13		12		42		4	段	1		2	3	154	
	(250)	42	252	49	19	KK	17		13	(58)		11	段	1				1	158	
	289	(46)	280	71	34	KK	20		17		72		11	段			2	2	160	
	275	46	274	64	34	KK	15		15		68		7	段		1	2	3	161	
	261	45	266	57	28	KK	18		11		63		7	段			2	2		
	240	35	232	51	21	KK	15		15		49		6	段			1	1	164	

	瓦 当 面												類の形態	個 体 数					法隆寺の瓦 掲載番号
	上 弦 幅	弧 深	下 弦 幅	厚 さ	内 区 厚 さ	内 区 文 様	上 外 区 厚 さ	上 外 区 文 様	下 外 区 厚 さ	下 外 区 文 様	脇 幅	脇 区 文 様		西 院	中 間 (北)	中 間 (南)	東 院	計	
		275	35	268	52	26	KK	12		14	64	7	段			3	3	174	
		268	45	273	53	32	KK	10		11	58	8	段	1	1	2	4	112	
		240	39	236	40	21	KK	10		9	48	7	段	1	1		2	173	
		290	44	280	53	30	KK	11		12	65	11	段		1	1	2		
		245	32	244	49	27	KK	11		11	53	11	段	2		2	4	176	
		218	32	221	40	21	KK	11		8	45	11	段	2			2		
		255	(47)	263	54	31	KK	16		10	63	7	段			2	2		
				54	31	KK	12		11			5	段			10	10		
		(277)		271	58	33	KK	13		12	(68)	9	段	1		2	3	166	
				249	27	240	46	25	KK	11	10	66	7	段	1		2	2	168
				258	44	272	67	37		18	12	70	13	段			1	1	148
				269	36	268	47	30		8	9	34	2	段			2	2	149
				272	33	272	53	33		10	10	51	6	段			1	1	
				255	44	265	43	24		10	9	46	5	段	1		1	2	
				267	31	259	41	29		7	5	46	5	段	1			1	
その他の中世													3		2	5	10		
近世以降など													20		13	12	24	69	
													計	51	31	24	100	206	

昭和55年度

番号	トレンチ番号	番号	トレンチ番号
1	80- 6 - I	34	80-12- III
2	6 - II	35	12- IV
3	6 - III	36	12- V
4	6 - IV	37	12- VI
5	6 - V	38	12- VII
6	6 - VI	39	81- 1 - I
7	7 - I	40	1 - II
8	7 - II	41	1 - III
9	7 - III	42	1 - IV
10	8 - I	43	1 - V
11	8 - II	44	1 - VI
12	8 - III	45	1 - VII
13	8 - IV	46	1 - VIII
14	8 - V	47	1 - IX
15	8 - VI	48	1 - X
16	9 - I	49	2 - I
17	9 - II	50	2 - II
18	9 - III	51	2 - III
19	9 - IV	52	2 - IV
20	9 - V	53	2 - V
21	10 - I	54	2 - VI
22	11 - I	55	3 - I
23	11 - II	56	3 - II
24	11 - III	57	3 - III
25	11 - IV	58	3 - IV
26	11 - V	59	3 - V
27	11 - VI	60	3 - VI
28	11 - VII	61	3 - VII
29	11 - VIII	62	3 - VIII
30	11 - IX	63	3 - IX
31	11 - X	64	3 - X
32	12 - I	65	3 - XI
33	12 - II		

昭和56年度

番号	トレンチ番号	番号	トレンチ番号
101	81- 6 - I	134	81-12- VII
102	7 - I	135	82- 1 - I
103	7 - II	136	1 - II
104	7 - III	137	1 - III
105	7 - IV	138	1 - IV
106	7 - V	139	2 - I
107	7 - VI	140	2 - II
108	8 - I	141	2 - III
109	8 - II	142	2 - IV
110	8 - III	143	2 - V
111	8 - IV	144	2 - VI
112	8 - V	145	2 - VII
113	9 - I	146	3 - I
114	9 - II	147	3 - II
115	9 - III	148	3 - III
116	9 - IV		
117	9 - V		
118	10 - I		
119	10 - II		
120	10 - III		
121	10 - IV		
122	10 - V		
123	10 - VI		
124	10 - VII		
125	11 - I		
126	11 - II		
127	11 - III		
128	12 - I		
129	12 - II		
130	12 - III		
131	12 - IV		
132	12 - V		
133	12 - VI		

第9表 発掘調査位置一覧表

